

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県土整備事務所が所管する車両の継続検査（車検）及び定期点検委託業務一式

(2) 業務の仕様

別添「仕様書」のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件業務を行うのに必要な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定に基づく継続検査若しくは同法第48条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得していること又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話 0857-20-3641

電子メール tottori_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年3月3日(火)から同月27日(金)までの間にインターネットの鳥取県土整備事務所ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月3日(火)から同月27日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月15日(水) 入札開始時刻は、発注番号ごとに、次表のとおり。

| 番号 | 車種 ・ 台数 | 入札開始予定 | 開札時刻 |
|----|-------------------------------------|----------|------|
| 1 | 低床トラック4台、大パト1台、ミニパト1台 | 午前9時30分 | 即時 |
| 2 | 路面清掃車1台、散水車1台、 道路作業車(2t)1台 | 午前9時40分 | |
| 3 | 凍結防止剤散布車3台 | 午前9時50分 | |
| 4 | 除雪トラック(7t級)4台 | 午前10時 | |
| 5 | 除雪トラック(7t級)4台 | 午前10時10分 | |
| 6 | 除雪トラック(7t級)6台 | 午前10時20分 | |
| 7 | 除雪トラック(10t級)5台 | 午前10時30分 | |
| 8 | 除雪トラック(10t級)6台 | 午前10時40分 | |
| 9 | グレーダ(4.3m級)2台、 グレーダ(3.7m級)1台 | 午前10時50分 | |
| 10 | ショベルローダ(11t級)4台、 ショベルローダ(13t級)1台 | 午前11時 | |
| 11 | ショベルローダ(13t級)4台 | 午前11時10分 | |
| 12 | ロータリ除雪車4台 | 午前11時20分 | |
| 13 | ダム警報車2台、排水ポンプ車3台、 軽トラック1台 | 午前11時30分 | |

イ 場所

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地
鳥取県東部庁舎4階 401会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年3月17日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話及びファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問及び回答については、令和8年3月24日（火）午後5時までにインターネットのホームページ鳥取県土整備事務所 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm>) により、まとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和8年3月27日（金）午後5時までに4の（1）の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵便等の方法により提出する場合は、令和8年3月27日（金）午後5時までに必着とする。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の（2）を証するもの（認定証の写し等）
- (3) 2の（5）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式。以下「明細書写し」という。）ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料（県内市町村へ提出した設立届の写し（受理印が押印されたもの）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 入札の資格審査について

- (1) 6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年4月3日（金）までに通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県土整備事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年4月8日（水）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県土整備事務所長は、説明を求めた者に対して令和8年4月13日（月）午後5時までに書面等により回答する。

9 入札について

- (1) 入札は、番号ごと（番号1から13まで）、紙入札により行うものとし、入札書は所定の様式（様式第4号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては入札書の「入札金額」欄に記載された金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）を契約金額とするので、入札者は仕様書において入札対象としている費用について入札書の区分に応じそれぞれ見積もった金額を記載して、その合計額を入札金額とすること。免税事業者にあつては、入札書の「入札金額」欄の「消費税及び地方消費税の額」は、「－」と記載すること。
- (3) 再度入札は2回とする。（初度入札と併せて3回とする。）

- (4) 入札書は、業務の名称及び車種・台数並びに入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
なお、2回目以降の入札では、入札書のみを提出すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の（4）の場所に提出しなければならない。
ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県鳥取県土整備事務所長 米田 憲司」とすること。
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。
- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告及び仕様書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の（1）の場所に提出していない代理人が行った入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (7) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した者の入札
- (8) 入札金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

- (11) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (12) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (13) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

1 2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の中でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

1 3 契約書作成の要否

要

1 4 手続における交渉の有無

無

1 5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (6) 第三者への委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、第三者への委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの第三者への委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 第三者への委託の契約金額が本件業務に係る委託料総額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 第三者へ委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた後、契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (8) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、入札を行わない。